

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の取扱要領

この要領は、建設業者が「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付け国官会発第 1254 号、国地契発第 33 号、国総建発第 196 号、国総建整発第 153 号）により創設された地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における、公共工事に係る工事請負代金債権の債権譲渡の取扱について定めるものとする。

1 地域建設業経営強化融資制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1500 人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から 5 に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を発注者（以下「甲」という。）が佐賀県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 5 条第 1 項ただし書の規定により認め、当該工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（5 を除き、以下「乙」という。）に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、一般財団法人建設業振興基金が債務保証を行うものである。

また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が乙に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、8 に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

なお、本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

2 債権譲渡の対象工事

本制度は、次に掲げる工事を除いた工事を対象とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事（受託工事、協定書等に基づく負担金を財源とする工事で、債権を譲渡してはならない旨の定めがある工事をいう。）
- (2) 次の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) 甲が役務的保証を必要とする工事
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（第 167 条の 13 で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査対象となった者と契約した工事
- (5) その他乙の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、約款第 31 条第 2 項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第 49 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から

前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、乙と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には乙が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めるものとする。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（2(2)アにあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、工事履行報告書（様式2）により行うものとする。（出来高の査定ではない。）

5 債権譲渡先

債権譲渡先は、次の①又は②に掲げる者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。))の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

① 事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）

② 建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める次の民間事業者

・北保証サービス株式会社

（住所）北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地

（電話）011-241-8654

・株式会社建設経営サービス

（住所）東京都中央区築地5丁目5番12号

（電話）03-3545-8523

・株式会社建設総合サービス

（住所）大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号

（電話）06-6543-2848

6 支払計画等の提出

乙は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画書を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとする。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画書の写しを受けて確認することとする。

7 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の乙に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業者が当該工事に関して乙に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が乙に対して有するその他の債権を担保するものではない。

8 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度にける保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から乙への融資額を控除した金額の範囲内とする。

9 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、乙の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、甲の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

10 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定のための出来高査定は、債権譲渡先が行うものとする。

11 契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書の金額は変更後のものとする。

12 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を乙から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3通
- (2) 債権譲渡契約証書 1通
- (3) 工事履行報告書（様式2） 1通
- (4) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通

13 債権譲渡の承諾の決裁処理等

- (1) 甲は乙から約款第5条第1項ただし書に基づく債権譲渡の承諾の申請があった場合には、速やかに債権譲渡の決済手続を行うものとし、当該承諾を行う場合の決済区分は支出命令書に準じるものとする。
- (2) 甲は、債権譲渡の承諾後、甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式1）2通を乙に交付すること。
- (3) 甲は債権譲渡を承諾したときは、債権譲渡整理簿（様式5）に記載して整理するものとする。請負契約の内容に変更が生じた場合も債権譲渡整理簿に変更の内容を記載するものとする。
- (4) 甲は承諾した工事について、翌月10日までに債権譲渡報告書（様式6）を建設・技術課へ提出するものとする。

14 債権譲渡承諾書の交付等

(1) 交付までの日数

甲は、(3)の場合を除き、乙から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日から1週間（末日が県の休日に当たるときは、「佐賀県の休日に関する条例」（平成元年佐賀県条例第29号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに乙に対し債権譲渡承諾書（様

式1)を交付できない場合には、甲は、その旨を速やかに乙に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

甲は、申請に係る工事が2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、甲は承諾を行わない旨を速やかに乙に連絡するものとする。

15 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式1)及び債権譲渡契約証書

譲渡対象債権の金額(申請時点)が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

(2) 工事履行報告書(様式2)

工事進捗率が、2分の1以上であることを確認すること。

(3) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書

ア 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。

イ 乙及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において(申請書類は個別に提出させる)、申請書類等の提出を受けた日から起算して3ヶ月以内に発行された印鑑証明書が既に甲に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

16 債権譲渡の通知

乙及び債権譲渡先は、甲による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、債権譲渡契約通知書(様式3)に債権譲渡契約証書の写しを添えて、速やかに甲に提出することとする。

17 融資実行の報告書等の要求

(1) 乙及び債権譲渡先が甲による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書(様式4)を提出させるものとする。

(2) 乙が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、8に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに甲に公共工事金融保証証書の写しを提出させること。

18 工事請負代金の振込先の変更

甲は融資実行報告書(様式4)を受領した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとることとする。

19 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

(1) 工事請負代金請求書 1通

(2) 甲の押印がなされた債権譲渡承諾書(様式1) 1通

(3) 原本証明のある債権譲渡契約証書の写し 1通

(4) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

なお、本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた債権譲渡先は、約款第34条第3項に基づく中間前払及び約款第37条に基づく部分払を請求することは

できないものとする。

また、当然のことであるが、債権譲渡先は、甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ債権金額の請求ができるものである。

20 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

請求書類等の確認に際して留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 工事請負代金請求書

請求金額が3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式1）において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

(2) 債権譲渡承諾書（様式1）

15(1)の規定に留意すること。

(3) 原本証明のある債権譲渡契約証書の写し

債権譲渡先の原本証明がされていることを確認すること。

(4) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書

15(3)の規定に留意すること。

21 債権譲渡に係る工事請負代金の支払い

(1) 甲は、17の書類等に基づき、支出の手続をするものとする。

(2) (1)の場合、支出命令書（佐賀県財務規則様式第44号）の受取人区分コードは「5」（債権譲受人）を、摘要欄には「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡」を記入するものとする。

22 様式類の整備

本要領に基づく債権譲渡をするに当たって必要な様式類等で、本要領に定めのないものは、債権譲渡先において定めたものを使用することとする。

23 電子記録債権を活用したスキームに係る事務取扱

本要領において、電子記録債権を活用したスキームにおいては、次のとおり取り扱う。

(1) 「17 融資実行の報告書等の要求」は、以下のとおり読み替えるものとする。

17 融資実行の報告書等の要求

(1) 乙及び債権譲渡先が甲による債権譲渡の承諾後、債権譲渡先が乙に対して、債権譲渡先を債務者とし、乙を債権者とする電子記録債権を発行させ、乙がこれを受け取った場合には、速やかに連署にて甲に債権譲渡実行報告書（様式7）を提出させるものとする。

(2) 乙が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、8に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに甲に公共工事金融保証証書の写しを提出させること。

(2) 「18 工事請負代金の振込先の変更」中、「融資実行報告書（様式4）」とあるのは、「債権譲渡実行報告書（様式7）」と読み替えるものとする。

(3) 前記までのうち、（様式1）とあるのは、（様式1-2）と読み替えるものとする。

附 則

この取扱いは、平成20年12月19日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

この取扱いは、平成24年1月20日から適用することとし、平成25年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

この取扱いは、平成25年4月1日から適用することとし、平成26年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

この取扱いは、平成26年4月1日から適用することとし、平成27年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日から適用することとし、平成28年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

この取扱いは、平成28年4月1日から適用することとし、平成33年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

【様式一覧】

様式 1 債権譲渡承諾依頼書及び承諾書

様式 1 - 2 債権譲渡承諾依頼書及び承諾書 (電子記録債権を活用したスキーム)

様式 2 工事履行報告書

様式 3 債権譲渡契約通知書

様式 4 融資実行報告書

様式 5 債権譲渡整理簿

様式 6 債権譲渡報告書

様式 7 債権譲渡実行報告書 (電子記録債権を活用したスキーム)

(参考) 債権譲渡承諾チェックリスト